

入社に当たっての留意事項(職員用)

(第1かたるベ社、第2かたるベ社、第3かたるベ社、ジャスミン、うれしの、ひまわり工房)

日中活動事業所はどんなところでしょうか？

<仕事の場>

- ・メンバーのことを社員と呼びます。
- ・福祉サービスを提供する場ではありません。
- ・社会的労働に参加する場です。
- ・仕事は社会人としての義務です。
- ・経済的自立を目指す場です。
- ・一般就労・福祉的就労など適材適所の社会的労働に向けて活動します。
- ・受注作業、一般企業への出張作業、就労に向けた活動(見学、実習等)も行います
- ・障害の種別や程度を問わず社会的労働を追求します。

(社会的労働とは、ボランティア活動も含め、人の役に立つ活動です)

- ・新しい職域開拓に向けチャレンジします。
- ・一人ひとりに合っている仕事かどうかを大切にします。
- ・社会人としてのルールを守ることは当たり前のことです。
- ・職場のルールを守り、仕事に対しては協力して取り組んでください
- ・就労した後も必要に応じたサポートを無期限で行います。
- ・社員の気持ちを大切にし、必要以上に職員が手を出すことはしません。
- ・障害が故に苦手なことに対して何かを教えたり訓練をしたりする場所ではありません。
- ・**基本的にはTEACCHプログラムの様に、先回りした支援はしません。**
- ・本人の希望や本人にとって必要だと判断した場合は指導や訓練を行います。
- ・契約利用料はありません。給料を支給します。

<自己判断、自己決定、自己責任>

- ・**基本的には自分のことは自分で決めてもらいます。**
- ・仕事に関しては基本的に協力して取り組みます
- ・取り返しのつかない危険が伴い自分で解決できないような場合は職員が支援します。
- ・書類等の説明は本人に行います。必要に応じて家族へも説明します。
- ・サインが必要な場合は本人にサインをしてもらいます。

<心の安定>

- ・社会的労働にあたり、心の安定が必要です。
- ・心の安定に向けた対応が必要な方には柔軟に対応します。
(活動内容、勤務時間等)
- ・必要に応じて個別支援計画にのっとった心の安定を図る為の支援を行います。

<通勤・外出に関して>

- ・基本的には自力通勤とします。(必要に応じ送迎対応も検討します)
- ・仕事の帰りに遊んで帰ることも自由です。
(他人に迷惑をかけたり、取り返しのつかない危険を伴ったり、自分で解決できないような問題が発生した場合は職員が支援をします)

<休憩時間について>

- ・休憩時間の過ごし方は各自で決めてもらいます。
- ・昼食は持参する、買いに行く、弁当を注文する、外食をするなど自由です

<家庭との連携>

- ・基本的には担当の職員が窓口となって行います。
- ・連絡事項は基本的には本人への連絡としますが必要に応じて職員が支援します。
- ・家族との信頼関係を築くために積極的なコミュニケーションを意識します。
- ・ただし、本人の様子を細かく伝え合うことはしません。
- ・連絡帳の交換等はいりません。
- ・本人にとって必要な場合には一時的に情報を密に共有する場合があります。